

資料42 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法 第76条〕	外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（原則として事前承認）	○ 武力の行使（自衛権発動の三要件を満たす場合に限る） ○ 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） ○ その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜の取扱、国民保護など）
防衛施設構築の措置 〔自衛隊法 第77条の2〕	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1） ③ その他：内閣総理大臣の承認	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 ○ 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の行動関連措置 〔自衛隊法 第77条の3〕	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣またはその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 ② 国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要 （対処基本方針の閣議決定後）（注1）	○ 米軍行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用
国民保護等派遣 〔自衛隊法 第77条の4〕	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、または武力攻撃事態等対策本部長（または緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：内閣総理大臣の承認	○ 国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置等、交通の規制など ○ 警職法（注2）の一部準用（退避、犯罪の予防・制止、立入など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請など） ○ 武器の使用
命令による治安出動 〔自衛隊法 第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議）	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用 ○ 海上保安庁の統制
治安出動下令前に行う情報収集 〔自衛隊法 第79条の2〕	事態が緊迫し治安出動命令が発せられることおよび小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得る	○ 自己等防護のための武器使用
要請による治安出動 〔自衛隊法 第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
自衛隊の施設等の警護出動 〔自衛隊法 第81条の2〕	自衛隊の施設または在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議する	○ 警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にはいない場合のみ）、犯罪の予防・制止） ○ 武器の使用
海上における警備行動 〔自衛隊法 第82条〕	海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：内閣総理大臣の承認	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
海賊対処行動 〔自衛隊法 第82条の2 及び 海賊対処法〕	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（海賊対処行動を総理が承認したときまたは海賊対処行動が終了したとき、国会報告） ③ その他：内閣総理大臣の承認（防衛大臣が対処要項を総理に提出）	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
弾道ミサイル等に対する破壊措置 〔自衛隊法 第82条の3〕	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命または財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（事後報告） ③ その他：内閣総理大臣の承認（緊急の場合にそなえ、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる）	○ 武器の使用
災害派遣 〔自衛隊法 第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため、必要があると認める場合（注3）	① 命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ② 国会の承認：不要 ③ その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待つとまがないと認めるときを除く）	○ 警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にはいない場合に限る） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にはいない場合に限る）

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
地震防災派遣 〔自衛隊法 第83条の2〕	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 〔自衛隊法 第83条の3〕	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 災害派遣時と同じ
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法 第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要	○ 領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注4）
機雷等の除去 〔自衛隊法 第84条の2〕		① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の3〕	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼	○ 自己等防護のための武器使用
後方地域支援等 〔自衛隊法第84条の4、 周辺事態安全確保法 及び船舶検査活動法〕	我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ② 国会の承認：必要（原則として対応措置の実施前） ③ その他：内閣総理大臣の承認（基本計画に従い定められた実施要項につき）	○ 後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動 ○ 自己等防護のための武器使用
国際緊急援助活動 〔自衛隊法第84条の4 及び 国際緊急援助隊法〕		① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	○ 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送
国際平和協力業務 〔自衛隊法第84条の4 及び国際平和協力法〕	国際平和協力法に適合する範囲で国際連合から要請された場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：平和維持隊の本体業務を自衛隊の部隊等が行う場合は必要（原則として事前承認） ③ その他：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 部隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送 ○ 自己等防護のための武器使用

（図中の権限などについては、すべて法律に規定されている。）

- （注）1 防衛施設構築の措置及び防衛出動下令前の行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている（武力攻撃事態対処法第9条）。
- 2 警察官職務執行法の略。警察官がその場にいらない限りのみ準用
- 3 このほか、庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。
- 4 「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料43 自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定

行動類型など	条 文	内 容
防衛出動	自衛隊法第88条	防衛出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使できる。
	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用
防衛施設構築の措置	自衛隊法第92条の4	防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己または自己と共にその職務に従事する隊員の生命または身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
国民保護等派遣	自衛隊法第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官または海上保安官もしくは海上保安官補がその場にいらない場合に限り、警察官職務執行法第7条を準用
治安出動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受けまたは受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用

行動類型など	条 文	内 容
治安出動下令前の情報収集	自衛隊法第92条の5	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己または自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
警護出動	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用
	自衛隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定
海上警備行動	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用
	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用
海賊対処行動	海賊対処法第8条第2項	海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警職法第7条を準用
		現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じて合理的に必要とされる限度において武器を使用することができる。
弾道ミサイル等の破壊措置	自衛隊法第93条の3	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。
領空侵犯に対する処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させまたは我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として、正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合に武器の使用ができる。(注)
在外邦人等輸送	自衛隊法第94条の5	在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、自己もしくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員またはその保護の下に入った輸送の対象である邦人もしくは外国人の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
周辺事態安全確保法第11条～後方地域支援など		後方地域支援としての役務の提供または後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己または自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用について規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
船舶検査活動法第6条～船舶検査活動		船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己または自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
国際平和協力法第24条～国際平和協力業務		国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己または自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員もしくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
武器などの防護	武器などの防護	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
施設の警護	施設の警護	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するためまたは自己もしくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
部内の秩序維持	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用
米軍行動関連措置法第12条		行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己または自己と共に当該職務に従事する自衛隊員もしくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命または身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
海上輸送規制法第37条		海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれにせず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、または逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定
捕虜取扱い法第152条		防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合について、また、捕虜等警備自衛官について、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度における武器の使用を規定。正当防衛または緊急避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定

(注) 武器の使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料44 弾道ミサイル防衛システムの整備等について

（平成15年12月19日 安全保障会議決定）
閣議決定

（弾道ミサイル防衛システムの整備について）

1 弾道ミサイル防衛（BMD）については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」という。）において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

（我が国の防衛力の見直し）

2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態（以下「新たな脅威等」という。）への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まれば、防衛力全般について見直しが必要な状況が生じている。

このため、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実並びに周辺諸国をはじめとする関係諸国及び国際機関等との協力の推進を図りつつ、新たな脅威等に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得よう、防衛力全般について見直しを行う。その際、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等に実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配慮しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築する。

上記の考え方を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を図る。その際、以下の事項を重視して実効的な体制を確立するものとする。

- （1）現在の組織等を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。
- （2）陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊については、新たな脅威等により実効的に対処し得よう、新たな編成等の考え方を構築する。
- （3）国際社会の平和と安全のための活動を実効的に実施し得よう、所要の機能、組織及び装備を整備する。
- （4）将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略

事態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が国周辺地域の状況等を考慮し、

ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる体制の整備を図る一方、戦車及び火砲等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

（経費の取り扱い）

3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、上記2に基づく自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定し、その総額の限度を定めることとする。

（新たな防衛計画の大綱の策定）

4 新たな中期防衛力整備計画の策定の前提として、新たな安全保障環境を踏まえ、上記1及び2に述べた考え方に基づき、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けを含む今後の防衛力の在り方を明らかにするため、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）に代わる新たな防衛計画の大綱を前もって策定する。

資料45 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する内閣官房長官談話

（平成15年12月19日）

1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定いたしました。本決定は弾道ミサイル防衛（BMD）システムの導入の考え方を明らかにするとともに、BMDシステムの導入や新たな安全保障環境を踏まえた我が国の防衛力の見直しの方向性を示すものであります。政府としては、本決定に基づき、平成16年末までに新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定することとしております。

2 政府は、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況の下、BMDシステムについて、近年関連技術が飛躍的に進歩し、我が国としても技術的に実現可能性が高いと判断し、また、BMDが専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることを踏まえ、我が国としてイージスBMDシステムとペトリオットPAC-3による多層防衛システムを整備することとしました。

3 BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自のシミュレーションによっても、確認されています。したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に達しているものと判断されます。

- 4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。
- 5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。
- 6 BMDシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得るよう、法的措置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。
- 7 現在実施中の日米共同技術研究は、今回導入されるシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すためには引き続き推進することが重要です。なお、その将来的な開発・配備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う考えです。
- 8 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも技術面や運用面等において一層の協力を行い、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料46 自衛隊法第82条の3第3項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領

(平成19年3月23日)
閣議決定

自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第82条の3第3項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号。以下「令」という。)第104条の2の規定に基づき、同項に規定する弾道ミサイル等(法第82条の3第1項に規定するものをいう。以下同じ。)に対する破壊措置に関する緊急対処要領を次のように定める。

1 防衛大臣が法第82条の3第3項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項(令第104条の2第1号関係)

(1) 防衛大臣が法第82条の3第3項の規定による命令を発する場合

防衛大臣が法第82条の3第3項の規定による命令を発する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 外国において弾道ミサイルが発射された疑いがあり、又は発射されるおそれがあると認める場合であって、その時点では、発射の目的、その能力等が明らかでないため、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。
- イ 外国において打ち上げられた人工衛星打上げ用ロケットその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体(航空機を除く。)が事故その他により落下するおそれがあると認める場合であって、その時点では、事故の場所、態様等が明らかでないため当該物体が我が

国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

(2) 緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項

緊急の場合に該当することの認定は、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認することにより行うものとする。

2 法第82条の3第3項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法(令第104条の2第2号関係)

(1) 弾道ミサイル等の範囲

次に掲げるもののいずれかに該当するものであって、1(2)の定めるところにより我が国に向けて飛来することが確認されたものとする。

- ア 弾道ミサイル
イ 人工衛星打上げ用ロケット
ウ 人工衛星
エ その他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のもの

(2) 弾道ミサイル等の破壊方法

法第93条の3の規定に基づき、スタンダード・ミサイルSM-3又はペトリオット・ミサイルPAC-3を発射し、我が国領域又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)の上空において破壊するものとする。

3 法第82条の3第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲(令第104条の2第3号関係)

防衛大臣から法第82条の3第3項の規定による措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊(以下「実施部隊」という。)の行動の範囲は、我が国領域並びに我が国周辺の公海及びその上空とする。

ただし、スタンダード・ミサイルSM-3が搭載されている護衛艦又はペトリオット・ミサイルPAC-3が配備されている高射部隊の行動の範囲については、上記の範囲のうち、防衛大臣がこれらの部隊の態勢、弾道ミサイル等が落下した場合の被害の程度等を勘案して、法第82条の3第3項の規定による命令で定めるものとする。

4 法第82条の3第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に関する事項(令第104条の2第4号関係)

実施部隊は、スタンダード・ミサイルSM-3が搭載されている護衛艦又はペトリオット・ミサイルPAC-3が配備されている高射部隊、航空警戒管制部隊その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める部隊とし、航空総隊司令官の指揮下に置かれるものとする。

実施部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとする。

5 関係行政機関との協力に関する事項(令第104条の2第5号関係)

防衛省は、1(2)に定めるところにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認した場合には、関係行政機関(内閣官房、警察庁、消防庁、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める行政機関をいう。以下同じ。)に対し、直ちにその旨並びに当該弾道ミサイル等の落下が予測される地域及び時刻を伝達するものとする。

また、防衛省は、実施部隊が当該弾道ミサイル等を破壊する措置をとった場合には、関係行政機関に対し、直ちにその破壊の状況を伝達するものとする。

このほか、防衛省は、関係行政機関の求めに応じ所要の協力を行うものとする。

6 法第82条の3第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときにとるべき措置に関する事項（令第104条の2第6号関係）

防衛大臣は、法第82条の3第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときは、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ずるとともに、同条第3項の規定による命令を解除するものとする。

資料47 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話

（平成17年12月24日）

- 1 政府は、本日の安全保障会議決定及び閣議決定を経て、弾道ミサイル防衛（BMD）用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に着手することを決定いたしました。
- 2 政府としては、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況において、BMDシステムが弾道ミサイル攻撃に対して、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、平成11年度から海上配備型上層システムの共同技術研究に着手し、推進してきたところです。これは、平成16年度から整備に着手したBMDシステムを対象としたものでなく、より将来的な迎撃ミサ

イルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すために推進してきたものであります。

- 3 「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）においては、「その開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる」とされておりますが、これまで実施してきた日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たところであり、現在の国際情勢等において、今後の弾道ミサイルの脅威への対処能力を確保するためには、依然として厳しい財政事情を踏まえつつ、BMD用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発を効率的に推進することが適切であると考えております。なお、同ミサイルの配備段階への移行については、日米共同開発の成果等を踏まえ、判断することとします。
- 4 武器輸出三原則等との関係では、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）の内閣官房長官談話において、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと」としております。また、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。これらを踏まえ、本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与することとします。
- 5 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進させ、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料48 災害派遣の実績（過去5年間）

年度	20	21	22	23	24
件数	606	559	529	586	520
人員（人）	4万1,191	3万3,700	3万9,646	4万3,494	1万2,410
車両（両）	9,585	3,909	6,637	12,177	2,068
航空機（機）	1,410	885	649	968	684
艦艇（隻）	26	126	2	2	1

東日本大震災に係る自衛隊災害派遣実績（平成22～23年度）

	計
人員（人）	1,066万4,870
航空機（機）	5万0,179
艦艇（隻）	4,818

資料49 退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況（平成25年4月30日現在：285名）

エリア		都道府県	市区町村
北海道	北海道	北海道庁2名	帯広市役所2名
			千歳市役所3名
			美唄市役所
			札幌市役所2名
			鹿部町役場

エリア		都道府県	市区町村
北海道	北海道	北海道庁2名	美幌町役場2名
			苫小牧市役所
			北斗市役所
			岩見沢市役所2名
			旭川市役所

エリア		都道府県	市区町村
北海道	北海道	北海道庁 2名	恵庭市役所 2名
			釧路市役所
			釧路町役場
			名寄市役所
			北見市役所
			七飯町役場
			留萌市役所
			遠軽町役場
			滝川市役所
			北広島市役所
			登別市役所
			標茶町役場
			白老町役場
			弟子屈町役場
鹿追町役場			
東北	青森県	青森県庁	八戸市役所 2名
			青森市役所 2名
			弘前市役所
			おいらせ町役場
	岩手県	岩手県庁	花巻市役所
			紫波町役場
			滝沢村役場
	宮城県	宮城県庁	遠野市役所
			仙台市役所 2名
			石巻市役所 2名
			多賀城市役所
	秋田県	秋田県庁	大館市役所
			横手市役所
	山形県	山形県庁	仙北市役所
東根市役所			
酒田市役所			
福島県	福島県庁	鶴岡市役所	
		天童市役所	
関東	茨城県	茨城県庁	福島市役所 2名
			龍ヶ崎市役所
	栃木県	栃木県庁	牛久市役所
			宇都宮市役所
	群馬県	群馬県庁	前橋市役所 3名
			渋川市役所
	埼玉県	埼玉県庁	草加市役所 2名
			さいたま市役所
			和光市役所
	千葉県	千葉県庁 2名	浦安市役所
市川市役所			
流山市役所			
いすみ市役所			
習志野市役所			
船橋市役所			
松戸市役所			

エリア		都道府県	市区町村
関東	千葉県	千葉県庁 2名	勝浦市役所
			成田市役所
	東京都	東京都庁 4名	板橋区役所 2名
荒川区役所 2名			
足立区役所			
神奈川県	神奈川県庁 2名	品川区役所	
		横浜市役所 8名	
		川崎市役所 2名	
		藤沢市役所	
		茅ヶ崎市役所	
		逗子市役所	
相模原市役所			
中部	新潟県	新潟県庁	
	富山県	富山県庁	富山市役所
	石川県	石川県庁	金沢市役所
			小松市役所
	福井県	福井県庁	福井市役所
	山梨県	山梨県庁 2名	南アルプス市役所
			富士吉田市役所
	長野県	長野県庁	伊那市役所
			松本市役所
	岐阜県	岐阜県庁 2名	
愛知県	愛知県庁	伊東市役所	
		浜松市役所	
		御殿場市役所 2名	
		裾野市役所	
		小山町役場	
		袋井市役所	
		静岡市役所	
		牧之原市役所	
		伊豆の国市役所	
近畿	三重県	三重県庁	
		瀬戸市役所	
		北名古屋市役所 2名	
		みよし市役所	
		美浜町役場	
		武豊町役場	
		愛西市役所	
		豊橋市役所	
		蒲郡市役所	
		飛鳥村役場	
あま市役所			
大府市役所			
清須市役所			
海部郡大治町役場			
津市役所			
伊勢市役所			
亀山市役所			
名張市役所			
志摩市役所			
鳥羽市役所			

エリア		都道府県	市区町村
近畿	三重県	三重県庁	桑名市役所
			尾鷲市役所
			四日市市役所
	滋賀県	滋賀県庁	高島市役所
	京都府	京都府庁	精華町役場
			木津川市役所
	大阪府	大阪府庁	堺市役所
			池田市役所
			大阪市役所 2名
			河内長野市役所
松原市役所			
和泉市役所			
四條畷市役所			
枚方市役所			
泉佐野市役所			
豊能郡豊能町役場			
兵庫県	兵庫県庁	明石市役所	
		豊岡市役所	
		三木市役所	
奈良県	奈良県庁	奈良市役所 4名	
和歌山県	和歌山県庁	和歌山市役所	
中国	鳥取県	鳥取県庁 2名	鳥取市役所
	島根県	島根県庁	松江市役所
			出雲市役所
			浜田市役所
	岡山県	岡山県庁	倉敷市役所
	広島県	広島県庁 4名	
	山口県	山口県庁	山口市役所
			岩国市役所
下関市役所			
周南市役所			
防府市役所			
四国	徳島県	徳島県庁 2名	小松島市役所 3名
			阿南市役所
			吉野川市役所
			松茂町役場

エリア		都道府県	市区町村
四国	香川県	香川県庁	丸亀市役所
			坂出市役所
			普通寺市役所
愛媛県	愛媛県庁 2名	松山市役所	
		今治市役所	
高知県	高知県庁	香南市役所	
九州	福岡県	福岡県庁	久留米市役所
			飯塚市役所
			直方市役所
			春日市役所
			田川市役所
			那珂川町役場
			太宰府市役所
			筑前町役場
			大野城市役所
			宗像市役所
	粕屋町役場		
	佐賀県	佐賀県庁 2名	唐津市役所
	長崎県	長崎県庁 5名	佐世保市役所 2名
長崎市役所			
大村市役所 2名			
南島原市役所			
熊本県	熊本県庁 3名	熊本市役所	
大分県	大分県庁 3名	佐伯市役所	
宮崎県	宮崎県庁 3名	宮崎市役所	
		都城市役所	
		延岡市役所	
		西都市役所	
鹿児島県	鹿児島県庁 3名	えびの市役所	
		都農町役場	
		薩摩川内市役所	
鹿儿島県	鹿児島県庁 3名	霧島市役所	
		垂水市役所	
沖縄県			

(注) 平成25年4月30日現在で防衛省が把握しているものである(非常勤職員を含む)。

資料50 わが国に対する武力攻撃がなされた場合の作戦構想

作戦など	自衛隊の活動	米軍の活動
わが国に対する航空侵攻に対処するための作戦	○ 防空のための作戦を主体的に実施	○ 自衛隊の行う作戦を支援 ○ 打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
わが国周辺海域の防衛および海上交通の保護のための作戦	○ わが国の重要な港湾および海峡の防備、わが国周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施	○ 自衛隊の行う作戦を支援 ○ 機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
わが国に対する着上陸侵攻に対処するための作戦	○ わが国に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施	○ 主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施 [その際、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の作戦を支援]

作戦など		自衛隊の活動	米軍の活動
対応 その 他の 脅威 への	ゲリラ・コマンドウ攻撃など わが国の領域に軍事力を潜入 させて行う不正規型の攻撃	○ 極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に 実施。その際、関係機関と密接に協力し調整	○ 事態に応じて自衛隊を適切に支援
	弾道ミサイル攻撃	○ 攻撃に対応するため密接に協力し調整	○ わが国に対し必要な情報を提供 ○ 必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮

資料51 防衛省国民保護計画のポイント

本計画は、国民保護法第33条第1項等の規定により、国民の保護に関する基本方針に基づき、全ての指定行政機関が作成するもの

1 基本的考え方

自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障の生じない範囲で、住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施

2 実施体制等

- (1) 平素から、省内の連絡調整体制、隊員の非常参集態勢等を整備
- (2) 武力攻撃事態等においては、大臣は必要に応じて開催される防衛会議の助言の下、必要な対処を指示。そのため要員の増強等による大臣の補佐体制を確立するとともに、部隊等において、国民保護措置の実施も想定しつつ、即応態勢を確立（隊員の勤務態勢の強化、装備品・資器材の点検・整備等）

3 国民保護措置の実施手続

- (1) 1) 都道府県知事からの要請を受け事態やむを得ないと認める場合、2) 対策本部長の求めがある場合は、大臣は、総理の承認を得て、部隊等に「国民保護等派遣」を命令し実施
- (2) 都道府県知事から支援依頼を受け必要と判断する場合等は、

大臣は、「防衛出動・治安出動」を命ぜられた部隊等の全部又は一部により実施

4 国民保護措置の内容

(1) 住民の避難

必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施。この他、自衛隊の駐屯地・基地や在日米軍施設内の避難のための通行に係る調整・手続の実施等

(2) 避難住民等の救援

人命救助関係（捜索・救助、応急医療の提供等）を中心に、必要に応じて生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資の輸送等）を実施。この他、防衛省の施設の救援のための使用許可等を実施

(3) 武力攻撃災害への対処

被害状況の確認（モニタリング支援等）、人命救助（捜索・救助、応急医療の提供等）、被害の拡大防止（周辺住民の退避支援、消火等）、NBC攻撃等による危険物質の除染等を実施。この他、生活関連等施設の安全確保の支援（指導・助言、職員の派遣等）等を実施

5 緊急処理事態への対処

国民保護措置に準じた実施手続や内容で緊急対処保護措置を実施

資料52 国と地方公共団体との国民保護共同訓練実施状況 (平成24年度)

形態	日付	場所
実動訓練	24.10.20	滋賀県
	24.10.25	鹿児島県
	24.10.27	宮崎県
	24.11. 8	三重県
	24.11.12	富山県
	24.11.20	山形県
図上訓練	24. 7.27	愛媛県
	25. 1.22	沖縄県
	25. 1.30	岡山県
	25. 2. 1	福井県
	25. 2. 8	徳島県

(注) 平成18年度については、11都道府県で実施
平成19年度については、15府県で実施
平成20年度については、18県で実施
平成21年度については、14都県で実施
平成22年度については、10府県で実施
平成23年度については、12道県で実施

複数回実施都道府県

回数	場所
2回	山口県 (H19、H20)、長野県 (H19、H20)、 神奈川県 (H20、H22)、岩手県 (H21、H22)、 京都府 (H19、H22)、青森県 (H20、H22)、 東京都 (H18、H21)、熊本県 (H19、H22)、 秋田県 (H20、H21)、北海道 (H18、H23)、 福岡県 (H18、H23)、長崎県 (H20、H23)、 岐阜県 (H19、H23)、新潟県 (H20、H23)、 兵庫県 (H21、H23)、岡山県 (H20、H24)、 三重県 (H20、H24)、滋賀県 (H20、H24)、 鹿児島県 (H19、H24)、沖縄県 (H21、H24)
3回	埼玉県 (H17、H18、H22)、茨城県 (H18、H19、H22)、 佐賀県 (H17、H18、H23)、富山県 (H17、H22、H24)、 山形県 (H20、H23、H24)、宮崎県 (H20、H23、H24)
4回	鳥取県 (H17、H18、H18、H20)
5回	愛媛県 (H18、H19、H20、H23、H24)、 徳島県 (H20、H21、H22、H23、H24)
7回	福井県 (H17、H18、H20、H21、H22、H23、H24)

資料53 多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）

(2008.4.1～2013.6.30)

		項 目	実 績
アジア太平洋地域における 安保対話への参加	政府間	○ 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス） ・ 閣僚会合 ・ 高級事務レベル会合（ADSOMプラス） ・ 高級事務レベル会合作業部会（ADSOMプラスWG） ・ 専門家会合（EWG） ・ 海上安全保障EWG ・ 防衛医学EWG ・ カウンターテロリズムEWG ・ 人道支援・災害救援EWG ・ 平和維持活動EWG	(10.10) (11.4、12.4、13.4) (10.12、11.2、12.2、13.2、13.4) (11.7、12.2、12.9) (11.7、12.7) (11.9、12.4、13.3) (11.11、12.8) (11.11、12.6、12.11)
		○ ASEAN地域フォーラム（ARF） ・ 高級事務レベル会合（ARF・SOM） ・ 信頼醸成に関する会期間支援グループ（ARF・ISG）	(08.5、09.5、10.5、11.6、12.5) (08.4、08.10、09.4、09.11、10.3、10.11、11.4、11.12、12.5)
	民間主催	・ IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）	(08.5、09.5、10.6、11.6、12.6、13.6)
防衛省主催による 安保対話	○ 日ASEAN諸国防衛当局次官級会合	(09.3、10.3、11.9、13.3)	
	○ 共通安全保障課題に関する東京セミナー	(09.3、10.3、11.9、13.3)	
	○ アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム）	(08.10、09.10、10.9、12.3、12.10)	
	○ アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会（東京ディフェンス・フォーラム分科会）	(08.2、09.7)	
	○ 国際防衛学セミナー	(08.7、09.7、10.7、11.7、12.7)	
	○ 国際士官候補生会議	(08.3、09.3、10.3、11.3、12.2、13.2)	

資料54 留学生受入実績（平成24年度）

(単位：人)

機関名	タイ	フィリピン	インドネシア	インド	米国	パキスタン	ドイツ	フランス	韓国	オーストラリア	モンゴル	ベトナム	カンボジア	東ティモール	小計
防衛研究所	2		1	1	2		1		1	1					9
防衛大学校	6	2	4		6			8	3	1	5	7	3	2	47
陸上自衛隊（幹部学校等）				1	3	4			3		1		1		13
海上自衛隊（幹部学校等）	1								3						4
航空自衛隊（幹部学校等）	4			2					4						10
統合幕僚学校	1			1					2						4
合 計	14	2	5	5	11	4	1	8	16	2	6	7	4	2	87

資料55 防衛省主催による多国間安全保障対話

(2008.4.1～2013.6.30)

話 対 障 保 全 安		概 要	最近の状況
防衛省主催	内部部局など	日ASEAN諸国防衛当局次官級会合	防衛省の主催により、09年から開催し、ASEAN諸国の防衛当局の次官級をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。
		共通安全保障課題に関する東京セミナー	13年3月、ASEAN地域の10か国及びASEAN事務局の参加を得て、第4回会合を開催し、「アジア太平洋地域の安全保障課題と今後の日ASEAN協力」および「2013年のADMMプラス、ARF」といった議題の下、地域の共通の安全保障上の課題と今後の日ASEAN協力について率直かつ建設的な意見交換を行った。
		防衛省の主催により、09年から開催し、国内外から有識者および防衛当局者を招き、地域の共通の安全保障課題と地域協力の促進のための方策等をテーマとして広く一般に公開して開催されるセミナーであり、地域協力促進に向けてオープンな形で意見を交換する場としている。	国内外から有識者及び防衛当局者の参加を得て、「アジア太平洋地域の安全保障－日本とASEANの今後の役割」と題して議論を行い、安全保障環境改善のための取組に資するとともに、地域における対話・協力の促進に寄与した。

話対障保全安		概要	最近の状況	
防衛省主催	内部部局など	アジア太平洋地域防衛当局フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム）	防衛省の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	
	陸上自衛隊	陸軍兵站実務者交流 (MLST) Multilateral Logistics Staff Talks	陸自の主催により、97年度から毎年開催し、アジア太平洋地域及び欧州地域の主要国等から兵站実務者を招き、兵站体制に関する意見を交換する場としている。	12年11月、オーストラリア、カナダ、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ、米国、ベトナムの陸軍および米国海兵隊の兵站実務者を招聘して、第16回陸軍兵站実務者交流を開催し、国際緊急援助活動における実効性ある多国間兵站協力などをテーマとして意見交換を行った。
		指揮幕僚課程学生多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。	11年8月、アジア太平洋地域8か国の陸軍大学学生等の参加を得て、第11回指揮幕僚課程学生多国間セミナー（The 11th Army Command and General Staff College Seminar）を開催し、各国陸軍の大規模災害派遣への取り組みと国際的な災害救援活動を的確に実施するための各国陸軍の連携のあり方をテーマとして意見交換を行った。
	海上自衛隊	アジア・太平洋諸国海軍大学セミナー	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ること及びセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	13年2月、14か国からの参加者を得て、第16回のセミナーを開催し、「アジア太平洋地域における海洋安全保障の『将来』への挑戦」をテーマとして、「アジア太平洋地域の海を巡る安全保障環境の認識」および「国際公財財」の安定確保に向けた協力・連携」について、それぞれ意見交換を行った。 また、海上保安庁および海洋政策研究財団（OPRF）からの参加を得るとともに、今年初めて国際協力機構（JICA）および英国王立防衛安全保障研究所（RUSI）からの参加を得た。
		指揮幕僚課程学生多国間セミナー（西太平洋次世代海軍士官短期交流プログラム WPNS STEP） Western Pacific Naval Symposium Short Term Exchange Program for Officers of the Next Generations	海自の主催により、00年から毎年開催していた WPNS SONG（Seminar for Officers of the Next Generations）をさらに発展させ、開催期間を従来2週間の倍の2週間とし、さらに参加国を中東、南アジアを含むまでに拡大した。 参加者相互の理解を促進すること及び参加各国軍人に海自の現状及び日本の歴史、文化等についての認識を深めさせることを目的に、地域安全保障や海軍におけるリーダーシップなどに関し、意見を交換する場としている。	12年10月、20か国の若手海軍軍人の参加を得て、第2回のプログラムを開催し、日本の安全保障政策や海自の現状に関する講義及び各参加国によるプレゼンテーションを実施したほか、意見交換を行った。
	航空自衛隊	国際航空防衛教育セミナー	空自の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。	12年10月、14か国を招聘し、第17回目のセミナーを開催し、「大規模災害における空軍の諸活動と課題」をメインテーマとして意見交換を行った。
		指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	12年10月、アジア太平洋地域14か国の空軍大学学生等の参加を得て第12回セミナーを開催し、「各国空軍の現状、課題及び今後の方向性（アジア太平洋諸国等空軍の多国間協力、現状と課題および今後の方向性を含む）」をテーマとして意見交換を行った。
	防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の士官学校教官等を招いて、国際情勢及び安全保障に関する討議を行う場としている。	12年7月、14か国を招聘し、第17回目のセミナーを開催し、「リーダーシップと防衛学研究・教育」をテーマとして意見交換を行った。
		国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	13年2月、14か国を招聘し、第16回目の会議を開催し、「未来における軍事の役割」をテーマとして意見交換を行った。
	防衛研究所	安全保障国際シンポジウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	12年10月、米国、オーストラリア、韓国、英国、スウェーデン、インド及び国内から著名な研究者・実務者を招き、「防衛力の戦略的マネージメント-防衛力の変革の方向性と課題-」を主題として意見交換を行った。
		国際安全保障コロキウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、国内外の複数の有識者を招いて、安全保障問題に関するより高度かつ専門的な報告及び討議を行う場としている。	12年10月、米国、オーストラリア、韓国、英国、スウェーデン、インドの研究者・実務者を招くとともに、国内の専門家を変えて、「防衛力の変革の方向性と克服すべき課題」を議題として意見交換を行った。
		戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	12年9月、米国、英国、オーストラリア及び国内の研究者を招き、「太平洋戦争の遺産と現代的意義」を議題として意見交換を行った。
アジア太平洋安全保障ワークショップ		アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。	13年1月、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、カンボジア、ミャンマー、インド、パキスタン、中国の研究者を招き、「アジア太平洋諸国の安全保障課題と国防部門への影響」を議題に意見交換を行った。	

資料56 その他の国家間安全保障対話など

その他の多国間対話など		概 要	
政府 主 催	内部部 局など	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS) Asia-Pacific Military Operations Research Symposium	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ 技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
		ブトラジャヤ・フォーラム	マレーシア国防省国防安全保障研究所主催により、ADMMプラス国を中心とした国防関係者の 参加を得て、地域の安全保障に関して意見交換を行う場である。10年の第1回から参加している。
		ジャカルタ国際防衛ダイアログ (JIDD) Jakarta International Defence Dialogue	インドネシア国防省（インドネシア国防大学企画）主催により、ADMMプラス国を中心とした 各国の国防大臣、総参謀長等の参加を得て、地域の安全保障等に関して意見交換を行う場である。 11年の第1回から参加している。
	統合幕 僚監部	アジア・太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD) Asia-Pacific Chief of Defense Conference	米国の主催又は参加国との持ち回り共催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長など が安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。
		アジア・太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS) Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する 情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。07年の 第36回セミナーは、わが国において28か国および2国際機関の参加を得て開催された。
	陸 上 自衛隊	太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Armies Chiefs Conference	米国と参加国の持ち回り共催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の 各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年は、日本が 初めて主催した。
		太平洋地域陸軍管理セミナー (PAMS) Pacific Armies Management Seminar	米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための 効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。 09年の第33回会議は日本においてPACCと同時開催された。
	海 上 自衛隊	国際シーパワーシンポジウム (ISS) International Sea power Symposium	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見 交換を行う場である。69年の第1回から参加している。
		西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) Western Pacific Naval Symposium	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われぬ年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見 交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
		西太平洋国際掃海セミナー International MCM Seminar	WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われぬ年に、掃海に関して意見 交換を行う場である。00年の第1回から参加している。07年10月には、海自主催で横須賀において セミナーを実施した。
		アジア太平洋潜水艦会議 Asia Pacific Submarine Conference	米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難等を 中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で 実施した。
	航 空 自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Air Chiefs Conference	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を 行う場である。89年の第1回から参加している。
		環太平洋空軍シンポジウム (PAS) Pacific rim Airpower Symposium	米国と参加国の持ち回り共催により毎年開催（96年及び97年は2回開催）され、環太平洋地域 の空軍作戦部長などが共通の話題について発表および意見交換を行う場である。空自は95年の 第1回から参加しており、24年度は日米で共催した。
	情 報 本 部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC) Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference	太平洋軍司令部と参加国との持ち回り共催による、アジア・太平洋地域などの各国国防機関の情 報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うととも に、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。11年2月には情報 本部が初めて共催し、28か国が参加した。
民 間 主 催	IISS アジア安全保障会議（シャングリラ会合）	英国の国際戦略研究所の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣 などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、02年の第1回 から参加している。	
	地域安全保障サミット（マナーマ対話）	英国の国際戦略研究所の主催により、04年から毎年開催。湾岸諸国の外務・国防・安保・情報 関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、09年の第6回に 防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、10年の第7回に防衛大臣政務官が参加した。	
	ミュンヘン安全保障会議	62（昭和37）年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、 開催国のドイツを始め、米、英、仏等のNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当 局幹部等、各国要人が出席しており、09年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加した。	
	ハリファックス国際安全保障会議	ハリファックス・インターナショナル・セキュリティ・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て 主催し、米欧諸国から多くの政府関係者（EU各国NATO担当相・国防相）の参加を得て、 安全保障等に関して意見交換を行う場である。09年の第1回から参加している。	
	北東アジア協力ダイアログ（NEACD） The Northeast Asia Cooperation Dialogue	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所（IGCC）が中心となり、参加国 （中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシアおよび米国）から民間研究者や政府関係者が参加して、 この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回 から参加している。	

資料57 多国間共同訓練の参加など（最近3年間）

(2010.1.1～2013.6.30)

訓練名		時期（場所）	参加国	自衛隊参加部隊など
コブラ・ゴールド		10.2、11.2、12.2、13.2 (タイ)	日本、米国、タイ、インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポールなど	統幕、陸幕、航空支援集団、中央即応集団、内局など
パシフィック・パートナーシップ		10.5～7 (ベトナム、カンボジア)	日本、米国、オーストラリア、カナダ、フランス、ニュージーランド、ポルトガル、シンガポール、イギリスなど	艦艇1隻 人員約40名
		11.6～7 (東ティモール、ミクロネシア)	日本、米国、オーストラリア、カナダ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、スペインなど	人員約10名
		12.6～7 (フィリピン、ベトナム)	日本、米国、オーストラリア、カナダ、チリ、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、シンガポールなど	艦艇1隻 航空機6機（人員輸送） 人員約50名
アマン		11.3 (パキスタン)	日本、パキスタン、中国、フランス、英国、米国、オーストラリアなど	航空機2機
		13.3 (パキスタン)	日本、パキスタン、中国、フランス、米国、オーストラリアなど	航空機2機
ASEAN地域フォーラム (ARF) 災害救援実動演習		11.3 (インドネシア)	日本、インドネシア、米国、オーストラリア、中国、インド、シンガポールなど	統幕、陸幕、海幕、空幕、 内局約10名
		13.5 (タイ)	日本、タイ王国、韓国、ARF各国	統幕、陸幕、中央即応集団、 中方、航空支援集団約50名
ADMMプラス 人道支援・災害救援／防衛医学演習		13.6 (ブルネイ)	日本、ブルネイ、シンガポール、中国、ベトナム、オーストラリア、インド、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、韓国、タイ、米国、カンボジア、ロシア、ラオス	統幕、陸幕、海幕、空幕、 中央即応集団、自衛艦隊、 東北方面隊約400名
多国間共同訓練 GPOI (Global Peace Operations Initiative) キャップストーン演習	アヤラ・ガーディアン11	11.6 (タイ)	日本、タイ、米国、バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ネパール、フィリピン、ベトナムなど	人員約10名 ※オブザーバーを含む
	シャンティ・テュード-3	12.2～3 (バングラデシュ)	日本、バングラデシュ、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、ネパールなど	人員4名
	シャンティ・プラヤ-2	13.3～4 (ネパール)	日本、バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、モンゴル、フィリピン、スリランカ、韓国、タイ、ベトナムなど	人員約40名
多国間共同訓練 (カーン・クエスト)		11.7 (モンゴル)	日本、米国、モンゴル、カンボジア、インド、韓国、インドネシア	人員2名
		12.8 (モンゴル)	日本、米国、モンゴル、韓国、オーストラリア、カナダ、ドイツ、ニュージーランド、インド等	人員2名
米フィリピン共同演習 (バリカタン12)		12.4 (フィリピン)	日本、米国、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、韓国、マレーシア	人員3名
豪陸軍主催射撃競技会		12.5 (オーストラリア)	日本、オーストラリア、米国、ブルネイ、カナダ、フランス、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、英国	人員約20名
		13.5 (オーストラリア)	日本、オーストラリア、米国、ブルネイ、カナダ、中国、フランス、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、トンガ、英国	人員約40名
日米豪共同訓練		10.6 (沖縄周辺海域)	日本、米国、オーストラリア	艦艇7隻 航空機数機
		11.7 (ブルネイ周辺海域)		艦艇1隻
		12.6 (九州南東海域)		艦艇2隻 航空機1機
		12.9 (オーストラリア周辺海域)		航空機2機
		13.6 (グアム周辺海域)		艦艇1隻 航空機2機
日米豪射撃訓練		13.5 (オーストラリア)	日本、米国、オーストラリア	人員約15名
日米韓共同訓練		12.6 (朝鮮半島南方海域)	日本、米国、韓国	艦艇3隻
		12.8 (ハワイ周辺海域)		艦艇2隻
		13.5 (九州西方海域)		艦艇2隻

訓練名	時期(場所)	参加国	自衛隊参加部隊など
豪海軍主催多国間海上共同訓練 (カカドゥ)	10.8~9 (オーストラリア)	日本、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、タイなど	艦艇1隻 航空機2機
	12.8~9 (オーストラリア周辺海域)	日本、オーストラリアなど	艦艇1隻 航空機2機
日豪新共同訓練	10.6 (カナダ西岸海域)	日本、オーストラリア、ニュージーランド	艦艇1隻
日米豪加仏共同訓練	10.6 (カナダからハワイに至る海域)	日本、米国、オーストラリア、カナダ、フランス	艦艇2隻
米英共催多国間掃海訓練	11.10 (バーレーン周辺海域)	日本、米国、英国	艦艇2隻
米主催国際掃海訓練	12.9 (アラビア半島周辺海域)	日本、米国など	艦艇2隻
	13.5 (バーレーンおよび同周辺海域)		人員6名
第5回西太平洋潜水艦救難訓練	10.8 (シンガポール周辺海域)	日本、シンガポール、米国、オーストラリア、韓国	艦艇1隻
日米豪共同訓練 (コープ・ノース・グアム)	12.2 (米国グアム島および同周辺空域)	日本、米国、オーストラリア	航空機約20機 人員約330名
	13.2 (米国グアム島および同周辺空域)		航空機約20機 人員約430名 (HA/DR訓練参加者約60名を含む)

資料58 二国間防衛協力・交流の主要実績(最近5年間)

(2008.4.1~2013.6.30)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の会談および定期協議など	安保共同宣言・覚書等
	往	来		
韓国	防衛大臣(11.1) 政務官(09.12、10.7) 事務次官(09.6、11.11) 統幕長(10.2) 陸幕長(09.11) 海幕長(08.10、10.4) 空幕長(09.7)	国防部長官(09.4) 国防次官(10.12) 合同参謀議長(08.4、11.10) 陸軍参謀総長(08.1、09.8) 海軍参謀総長(11.7) 空軍参謀総長(08.4)	日韓防衛相会談(08.5、10.6、11.1) 日米韓防衛相会談(10.6、12.1、12.6、13.6) 日韓次官級会談(10.12、11.11) 日韓安保対話(08.11、09.12) 日韓防衛実務者対話(08.7、09.10、10.7、11.7、13.3) 日韓防衛実務者対話作業部会(08.12、09.10、10.12)	09.4 意図表明文書署名
中国	防衛大臣(09.3) 事務次官(08.3) 統幕長(08.2) 陸幕長(10.2) 海幕長(09.7)	国防部長官(09.11) 副総参謀長(09.2、11.7) 海軍司令官(08.10) 空軍司令官(08.9)	日中防衛相会談(09.3、09.11、10.10、11.6) ※10.10は防衛相懇談として実施 日中防衛当局間協議(次官級)(11.7) 日中安保対話(09.3、11.1)	
ロシア	統幕長(08.4、12.6) 空幕長(12.8)	参謀総長(10.9) 地上軍総司令官(08.3) 空軍総司令官(10.6)	日露防衛当局間協議(08.5、10.7、12.9) 日露安保協議(08.4、10.7、12.4) 日露海上事故防止協定年次会合(08.4、09.6、10.6、11.11、12.10) 日露共同作業グループ会合(08.5、08.12、09.6、11.10、12.12)	06.1 覚書改定
モンゴル	防衛大臣(12.1) 事務次官(12.11)	国防大臣(10.11)	日モンゴル防衛相会談(12.1) 日モンゴルPM・MM協議(13.1)	12.1 覚書署名
ブルネイ	事務次官(12.2) 統幕長(13.6)	国防副大臣(12.5) 国防次官(09.3、10.3、13.3) 陸軍司令官(09.8)	防衛大臣・ブルネイ国防副大臣との会談(12.5) 日ブルネイ次官級協議・会談(10.3、12.2、13.3)	
カンボジア	防衛副大臣(10.5)	国防省長官(09.3、10.3、11.9、13.3) 国軍副司令官兼陸軍参謀総長(09.8)	日カンボジア次官級協議・会談(09.3、10.3、11.9) 日カンボジアMM協議(10.6、12.2、13.5(P)) 日カンボジアPM協議(10.6、13.5(P))	
インドネシア	政務官(11.1) 事務次官(10.1、12.2) 統幕長(10.6) 陸幕長(13.1) 海幕長(11.11) 空幕長(11.9)	国防大臣(11.1) 国防副大臣(10.3) 国防次官(09.3、11.9、13.3) 陸軍参謀長(09.8) 空軍参謀長(12.9)	日インドネシア防衛相会談(10.10、11.1、11.6、13.6) 日インドネシア次官級協議・会談(09.3、10.1、10.3、11.9、12.2) 防衛副大臣・インドネシア国防大臣会談(12.6) 日インドネシアMM協議(10.9、11.11) 日インドネシアPM協議(11.11)	
ラオス	防衛副大臣(10.5)	国防次官(09.3、10.3、13.3)	日ラオス次官級協議・会談(09.3、10.3、13.3) 防衛事務次官・ラオス国防副大臣会談(12.6)	
マレーシア	政務官(11.1) 事務次官(08.1、10.1)	国防次官(10.3、11.9、13.3) 陸軍参謀長(09.8) 海軍司令官(09.8)	日マレーシア次官級協議・会談(10.3、11.9、13.3) 日マレーシアMM協議(11.7、12.11)	
ミャンマー	事務次官(12.2)	国防副大臣(11.9、13.3)		
フィリピン	防衛副大臣(12.6) 政務官(09.5、11.1) 統幕長(12.6) 海幕長(11.11) 空幕長(08.5、13.5)	国防大臣(12.7) 国防次官(08.10、09.3、10.3、11.9、13.3) 参謀総長(12.9) 陸軍司令官(09.8) 海軍司令官(12.4、13.6(P)) 空軍司令官(08.12)	日フィリピン防衛相会談(12.7) 防衛副大臣・フィリピン国防大臣会談(10.10) 日フィリピン次官級協議・会談(10.3、11.9) 日フィリピンPM・MM協議(10.8、12.3、13.5(P))	12.7 意図表明文書署名

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の会談および定期協議など	安保共同宣言・覚書等
	往	来		
シンガポール	防衛大臣 (08.5、09.5、10.6、11.6) 防衛副大臣 (12.6) 事務次官 (11.1) 統幕長 (08.5、09.5、10.6) 陸幕長 (11.2) 海幕長 (10.2、11.6)	国防大臣 (09.12、12.10) 国防次官 (08.4、09.11、12.7) 国軍司令官 (09.9) 陸軍司令官 (09.8) 空軍司令官 (07.12)	日シンガポール防衛相会談 (10.6、10.10、11.6、12.10、13.6) 日シンガポール次官級協議・会談 (11.1、12.7) 日シンガポールMM協議 (08.9、09.9、10.10、11.11)	09.12 覚書署名
タイ	防衛副大臣 (09.12) 政務官 (08.5、11.1、12.1) 事務次官 (11.1) 陸幕長 (13.1) 海幕長 (11.6) 空幕長 (13.1)	国軍最高司令官 (08.6) 陸軍司令官 (09.8、12.11) 海軍司令官 (10.8)	日タイ防衛相会談 (10.10) 日タイ次官級協議・会談 (11.1) 日タイPM・MM協議 (09.9、10.9、11.9、13.3)	
東ティモール	防衛副大臣 (10.5)	首相兼国防・治安大臣 (09.3) 国防担当国務長官 (09.2、10.10) 首相兼国防・治安大臣 (12.3)		
ベトナム	防衛大臣 (10.10) 防衛副大臣 (10.10) 政務官 (09.5、12.1) 事務次官 (10.1、12.11) 統幕長 (12.5) 海幕長 (10.2、13.5) 空幕長 (11.9、13.5)	国防大臣 (11.10) 国防次官 (10.3、11.9、13.3) 人民軍総参謀長 (13.4) 人民軍副総参謀長 (09.8) 海軍司令官 (11.12) 防空・空軍司令官 (12.6)	日ベトナム防衛相会談 (09.5、10.10、11.6、11.10) 日ベトナム次官級会談 (09.5、10.1、10.3、11.9、12.1、12.11) 日ベトナムPM協議 (08.11、10.4、12.12) 日ベトナム戦略的パートナーシップ対話 (10.12、11.12、12.12) 日ベトナムMM協議 (08.11、10.4、11.12)	11.10 覚書署名
カザフスタン	事務次官 (12.7)			
インド	防衛大臣 (10.4) 防衛副大臣 (07.8) 事務次官 (10.7) 陸幕長 (11.2、13.5) 海幕長 (13.2) 空幕長 (12.11)	国防大臣 (09.11、11.11) 国防次官 (12.10) 陸軍参謀長 (09.8、13.2) 海軍参謀長 (08.8、10.9) 空軍参謀長 (10.9)	日印防衛相会談 (10.4、11.11) 日印次官級「2+2」対話、日印防衛政策対話 (10.7、12.10) 日インドPM協議 (08.2、09.2、10.4、11.5) 日インドMM協議 (08.2、09.2、10.4、11.5)	08.10 安保共同宣言発表
パキスタン	海幕長 (13.2)		日パキスタンPM協議 (09.2、10.5) 日パキスタンMM協議 (07.8、09.2、10.5、12.8)	
オーストラリア	防衛大臣 (12.9) 統幕長 (11.2) 陸幕長 (07.8、12.6) 海幕長 (12.6) 空幕長 (08.5、11.2、13.2)	国防大臣 (08.12、10.5、12.9) 国防軍司令官 (07.6、12.10) 海軍本部長 (08.4、12.5) 空軍本部長 (10.4、11.6)	日豪防衛相会談 (08.12、10.5、10.10、11.6、12.9、12.9、13.6) 日米豪3国防衛相会談 (12.6、13.6) 日豪外務・防衛閣僚協議 (「2+2」) (08.12、10.5、12.9) 日豪PM協議 (08.2、10.3、11.4、12.8) 日豪MM協議 (08.9、09.10、10.10、11.11、12.11)	07.3 安保共同宣言発表 08.12 覚書改定
ニュージーランド	統幕長 (11.2) 海幕長 (12.6)	国防大臣 (08.5、10.10) 国防軍司令官 (08.3) 陸軍司令官 (09.8、11.10) 海軍司令官 (08.10)	日ニュージーランド防衛相会談 (10.10) 防衛副大臣とニュージーランド国防大臣の会談 (12.6) 日ニュージーランドMM協議 (08.12、09.10、10.12)	
英国	政務官 (10.9) 陸幕長 (12.6) 海幕長 (09.5、12.2) 空幕長 (10.5)	国防大臣 (11.10) 国防閣外大臣 (09.10) 国防政務官 (09.10、11.4) 陸軍総監 (13.4) 第1海軍卿兼参謀長 (11.3) 空軍参謀長 (08.3、11.8)	日英防衛相会談 (10.10、11.10、13.6) 防衛副大臣と英国防閣外大臣との会談 (12.6) 日英次官級協議・会談 (11.6、13.1) 日英PM協議 (09.11、11.2、13.1) 日英MM協議 (08.10、09.11、11.2、13.1)	12.6 覚書改定署名
フランス	政務官 (10.5) 海幕長 (09.5) 空幕長 (10.5)	国防事務総局長 (08.7) 統合参謀総長 (09.12) 海軍参謀長 (10.9) 空軍参謀長 (08.6)	日仏防衛相会談 (13.6) 防衛副大臣とフランス国防大臣との会談 (12.6) 日仏MM協議 (08.4、09.6、10.10、11.7、13.2) 日仏PM協議 (08.4、09.6、10.10、11.7、12.1、13.2)	
ドイツ	防衛大臣 (09.2) 政務官 (10.9) 陸幕長 (12.2) 海幕長 (12.2)	陸軍総監 (09.3、13.4)	日独PM協議 (08.7、10.6、11.11) 日独MM協議 (08.7、10.10、12.9)	
イタリア	防衛副大臣 (13.5) 海幕長 (11.2)	国防大臣 (12.6) 国防副大臣 (10.2)	日伊MM協議 (12.9)	12.6 意図表明文書署名
エストニア		国防軍司令官 (13.3)		
カナダ	海幕長 (10.6)	国防次官 (09.6、11.8) 地上軍参謀長 (09.8) 航空参謀長 (10.11) 海軍参謀長 (11.5)	日加次官級2+2 (11.8) 日加次官級協議・会談 (12.6) 日加PM協議 (08.11、10.3、12.4) 日加MM協議 (09.5、12.4)	10.11 政治、平和安保共同宣言発表
バーレーン	政務官 (10.12、12.5)	国防次官 (12.4)		12.4 覚書署名
トルコ	事務次官 (12.7) 海幕長 (11.2)	国防大臣 (13.3) 海軍参謀長 (10.6)	日トルコ防衛相会談 (13.3)	12.7 意図表明文書署名
ポーランド		国防大臣 (13.3)	日ポーランド防衛相会談 (13.3)	

(注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話。

MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話。

職名のうち、07.1.9以前の防衛大臣は防衛庁長官、防衛副大臣は防衛庁副長官、06.3.27以前の統幕長は統幕議長とそれぞれ読み替えて下さい。